

11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

(1)交通・通信

制 度	対 象 者 及 び 内 容				問 い 合 わ せ 先	備 考	
旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃割引	旅客鉄道株式会社の経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃が次のとおり割引されます。				各 駅	公営及び民営の鉄道においても旅客鉄道株式会社に準じて割引を行っているところもあります。利用する際にはお問い合わせください。	
		第1種身体障害者・知的障害者 本人単独	第2種身体障害者・知的障害者 本人単独	本人と介護者			本人と介護者
	普通乗車券	片道100kmを超える場合 5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに 5割引	片道100kmを超える場合 5割引			片道100kmを超える場合 本人のみ 5割引
	定期乗車券	—	同上※	—			12歳未満の場合のみ 5割引
	回数乗車券	—	同上	—			—
	急行券	—	同上	—	—		
<p>※ご本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃(大学生用)の半額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特急券(指定席・自由席)・グリーン券・寝台券などの割引はありません。 ・ 旅客鉄道株式会社の乗車券発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳又はミライID等を呈示して割引乗車券を購入できます。 ・ 自動車線の定期乗車券については3割引です。 							
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の旅客運賃割引(丹鉄)		第1種身体障害者・知的障害者 本人単独	第2種身体障害者・知的障害者 本人単独	本人と介護者	本人と介護者	WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道) TEL 0772-22-8571 (平日9時～18時) 又は 有人駅の乗車券発売窓口	
	普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人のみ5割引		
	定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引		
	回数乗車券	—	丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引	—	—		
※本人と介護者をご乗車の場合は、同一行程となります。					乗車券等は、有人駅の乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は、療育手帳を呈示して、駅窓口にて営業時間内にお買い求め下さい。 参考<有人駅> 福知山駅、西舞鶴駅、宮津駅、天橋立駅、豊岡駅、丹後由良駅、栗田駅、与謝野駅、京丹後大宮駅、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅、久美浜駅、大江駅の15駅		

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																														
京都市営 地下鉄の運賃割引及び 京都市バスの運賃割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>割引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。</td> <td>・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕</td> </tr> <tr> <td>・療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。</td> <td>・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕</td> </tr> <tr> <td>・児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。</td> <td>・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	割引内容	・身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕	・療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕	・児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕	京都市交通局 TEL 075-863-5061	<p>* 身体障害者手帳、療育手帳等の呈示が必要。</p> <p>市バス:運賃支払時に呈示 (定期券は購入時に呈示) 地下鉄:乗車券購入時に呈示</p> <p>* 小児については、一部を除いて、介護者を認める。</p> <p>* 京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料となる。</p>																						
対象者	割引内容																																
・身体障害者手帳(1～6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕																																
・療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕																																
・児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。 ・学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。	・普通券 50%割引 ・定期券 50%割引 〔市バス定期券 30%割引〕																																
私鉄の 旅客運賃 割引	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交通機関名</th> <th>京阪電車 ※1</th> <th>阪急電鉄</th> <th>近 鉄</th> <th>嵐電 (京福電車)</th> <th>叡山電車</th> <th>坂本ケー ブル※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="6">第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)</td> </tr> <tr> <td>普通乗車券</td> <td colspan="6" rowspan="3">5 割 引</td> </tr> <tr> <td>普通回数乗車券</td> </tr> <tr> <td>定期乗車券</td> </tr> <tr> <td>特急券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>割引なし</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・第1種及び第2種の身体障害者及び知的障害者が、片道101km以上単独で旅行する場合の普通乗車券は5割引となります。(介護者の単独乗車不可)</p> <p>・12歳未満の第2種の方の介護者つき乗車の場合、介護者のみ定期乗車券は5割引となります。</p> <p>※1 京阪電車の場合 列車指定券=プレミアムカー券、ライナー券</p> <p>〔列車に乗車する旅客に対して、乗車日・乗車列車・全席・乗車区間を指定して発売する。列車指定券の割引はなし。〕</p> <p>※2 坂本ケーブルは精神障害者も対象です。</p> <p>・「精神障害者保健福祉手帳(1級)」をお持ちの方が単独又は本人と介護者(1名まで)が同乗のとき、それぞれ5割引となります。</p> <p>・「精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)」をお持ちの方は、本人が5割引となります。</p>	交通機関名	京阪電車 ※1	阪急電鉄	近 鉄	嵐電 (京福電車)	叡山電車	坂本ケー ブル※2	対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)						普通乗車券	5 割 引						普通回数乗車券	定期乗車券	特急券	—	—	割引なし	—	—	—	<p>【京阪電車】 お客さまセンター TEL 06-6945-4560 平日 9時～19時 土休日 9時～17時 年中無休(12/30*1/3を除く)</p> <p>【阪急電鉄】 交通ご案内センター TEL 0570-089-500 TEL 06-6133-3473 平日 9時～22時 土休日 9時～19時</p> <p>【近鉄】 近鉄電車テレフォンセンター TEL 050-3536-3957 8時～21時(年中無休)</p> <p>【嵐電(京福電車)】 運輸課 TEL 075-801-2511</p> <p>【叡山電車】 鉄道部運輸課 TEL 075-781-5121</p> <p>【坂本ケーブル】 各 駅</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、もしくはアプリケーション「ミライロID」の呈示が必要です。詳細については、各駅にお尋ねの上、お買い求めください。定期乗車券では、小児の5割引はありません。</p>
交通機関名	京阪電車 ※1	阪急電鉄	近 鉄	嵐電 (京福電車)	叡山電車	坂本ケー ブル※2																											
対象者	第1種身体障害者及び知的障害者とその介護者(単独乗車不可)																																
普通乗車券	5 割 引																																
普通回数乗車券																																	
定期乗車券																																	
特急券	—	—	割引なし	—	—	—																											
航空旅客 運賃割引	<p>国内航空会社の国内路線の運賃が割引されます。</p> <p>・割引率 各航空運送事業者が設定 (航空運送部業者又は路線によって異なることがある)</p> <p>・割引対象者 以下の手帳をお持ちの方及び同一便に搭乗する介護者1名 …身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※ 航空券発売窓口にご手帳を呈示して、割引航空券を購入できま</p>	各航空会社店 営業所 指定代理店	航空会社によっても異なりますので、詳細については直接各航空会社にお問い合わせください。																														
タクシー 運賃の割引	<p>京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳(身体障害者・療育)を呈示すると割引が受けられます。(割引率1割)</p> <p>※ 本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。なお、この割引制度は、市町村で実施している『福祉タクシー利用券』も同時に使用することができます。ただし、市町村によって利用できない事業者もありますので、発行された市町村へお問い合わせください。</p> <p>※ 精神障害者割引を一部タクシー会社が適用あり。</p> <p>・精神障害者割引(1割引)の適用 乗務員に精神障害者保健福祉手帳の呈示により割引</p> <p>・適用される会社 都タクシー(株)・都大路タクシー(株)・西都交通(株)・城南タクシー(株)・帝産京都自動車(株)・(株)キャビック・エムケイ(株)・加茂タクシー(株)・周山タクシー(株)・愛都交通(株)・ギオン自動車(株)・アオイ自動車(株)・第二ヤサカ交通(株)・南ヤサカ交通(株)・彌榮自動車(株)・銀鈴タクシー(株)・洛陽交運(株)・山城ヤサカ交通(株)・興進タクシー(株)・高速タクシー(株)・京都タクシー(株)・谷智恵美(南丹タクシー)・新京都タクシー(株)</p>	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 075-681-9765																															

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 せ 先	備 考															
民営路線バスの運賃割引	<p>京都府の路線バスに乗車するとき、手帳(身体障害者・療育)の写真票欄を呈示すると半額の割引が受けられます。(「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率…5割引 ・ 適用される会社等 <ul style="list-style-type: none"> 京都バス(株) (075-871-7521) 京阪バス(株) (075-682-2308) 京都交通(株) (0773-75-5000) 丹後海陸交通(株) (0772-42-0320) 近鉄バス(株) (06-6618-5300) 阪急バス(株) (06-6866-3154) 奈良交通(株) (0742-20-3150) 西日本ジェイアールバス(株) (075-672-2851) (株)ヤサカバス (075-692-2360) 京都京阪バス(株) (075-981-8800) 京阪京都交通(株) (0771-23-8000) プリンセスライン(株) (075-632-3171) (株)ケイルック (075-661-1234) 	各バス会社	※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。															
有料道路の通行料金の割引	<p>申請の前に「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="299 895 1005 1619"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人運転</th> <th>介護者運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>・ 身体障害者手帳所持者</td> <td>・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者</td> </tr> <tr> <td>対象車輛</td> <td colspan="2"> 自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。 </td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td colspan="2">通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)</td> </tr> </tbody> </table> <p><注意事項> ※事前に市福祉事務所又は町村役場で身体障害者手帳又は療育手帳に割引適用の記載証明を受け、料金所で手帳を呈示いただくことで割引が適用されます。 ※ETCでの割引登録をご利用の際は、福祉事務所等でETC利用対象者証明書の発行を受け、ETC割引登録係への郵送が必要です。 ※高速道路利用時は必ず障害者手帳を携帯してください。 ※割引制度の登録は、障害者1人につき車両1台までです。</p>		本人運転	介護者運転	対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者	対象車輛	自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。		割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)		有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)		市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)	
	本人運転	介護者運転																
対象者	・ 身体障害者手帳所持者	・ 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳または療育手帳の所有者																
対象車輛	自動車検査証等「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されているもののうち、乗用自動車…乗車定員が10人以下のもの 貨物自動車…後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの 特殊用途自動車…「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの 二輪自動車…総排気量が125ccを超えるもの ※その他対象にならない車両(軽トラックやレンタカーなど)もありますので、市福祉事務所にお問い合わせください。																	
割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)																	
有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)																	
施設(電話)設置負担金の分割払	市町村民税の非課税証明者や生活保護の決定通知書の提示により新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金が分割払いできます。	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も 受付、年末年始 12/29～1/3 を除きます。)																

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																				
福祉用 電話機器の レンタル料の 減額	65歳以上の一人暮らしの方、または身体障がいなどの認定を受けている方が次の福祉用電話機器をレンタル利用する場合に、使用料が減額されます。シルバーホン(あんしんSVI、めいりょう、ふれあいSⅡ、ひびきSⅢ)	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も 受付、年末年始 12/29～1/3を除き ます。)																					
携帯電話料 金の割引	各種手帳(※)・証明書をお持ちの方 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等 ※事前に会社への申し込みが必要です。 ※割引内容等は各社によって異なりますのでお問い合わせください。	携帯電話サービス 提供各社																					
104の無料扱い (ふれあい案内)	無料扱いの対象範囲 (注) (1)身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" data-bbox="297 757 1005 1057"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視覚障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)</td> <td>1、2級</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>3級、4級 (1級、2級はなし)</td> </tr> </tbody> </table> (注)身体障害者福祉法、施行規則 (2)戦傷病者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" data-bbox="297 1117 1005 1317"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等級表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 視力の障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>・ 上肢の障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>・ 聴覚障がい</td> <td>第2項症、第4項症</td> </tr> <tr> <td>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症、第2項症、第4項症</td> </tr> </tbody> </table> ・療育手帳(愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳)を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方	障害区分	身体障害者等表による級別	・ 視覚障がい	1～6級	・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級	・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)	障害区分	身体障害者等級表による級別	・ 視力の障がい	特別項症～第6項症	・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症	・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症	・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症	NTT西日本 ふれあい案内担当 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134 受付 午前9時～17時 (土日祝・年末年始 除く) ※FAXによるお問い 合わせに関する注 意事項 ・お客様のお名前、 FAX番号を用紙に記 載し、FAX送信してく ださい。	ご利用には、事前登 録が必要です。 ※ふれあい案内の 利用については、 NTT西日本及びNTT の104をご利用いた だけの通信業者の 回線(携帯電話含 む)から、104をダイ ヤルした場合が対 象となります。
障害区分	身体障害者等表による級別																						
・ 視覚障がい	1～6級																						
・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級																						
・ 聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)																						
障害区分	身体障害者等級表による級別																						
・ 視力の障がい	特別項症～第6項症																						
・ 上肢の障がい	特別項症～第2項症																						
・ 聴覚障がい	第2項症、第4項症																						
・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症																						
NHK 放送受信料 の減免	全額免除 <table border="1" data-bbox="297 1447 1005 1817"> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> </tbody> </table> 半額免除 <table border="1" data-bbox="297 1877 1005 2221"> <tbody> <tr> <td>視覚・聴覚 障害者</td> <td>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の 精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	視覚・聴覚 障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合	重度の 身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合	重度の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合	重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合	放送局 市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)	市福祉事務所長又 は町村長の証明が 必要 半額免除は、NHKの 窓口でも受け付けま す。詳細は、NHKま でお問い合わせくだ さい。						
身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
視覚・聴覚 障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合																						
重度の 身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合																						
重度の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合																						
重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合																						

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																																
(第四種郵便物) 点字郵便物	点字のみを内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ 最大:長さ60cm、幅及び厚さの合計が90cm 最小:長さ14cm、幅9cm	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471																																	
(第四種郵便物) 特定録音物 等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ:同上	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	日本郵便株式会社の 指定する施設との 発受に限ります。																																
定期刊行物の 低料第三種 郵便物承認	心身障がい者団体が発行する定期刊行物を内容とし、発行人または売り さばき人から差し出されるもの ① 月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ② その他 50gまで15円	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	第三種郵便物として 差し出すためには、 発行する定期刊行 物が、事前に第三種 郵便物の承認を受 けていることが必要 です。																																
聴覚 障がい者用 ゆうパック・ 点字ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパックの運賃(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="323 893 957 960"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table> 点字ゆうパック(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="323 1057 957 1124"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	日本郵便株式会社の 指定を受けた聴 覚に障がいのある 方の福祉を増進す ることを目的とする 施設と聴覚に障がい のある方との間で発 受されるビデオテー プを内容とするゆう パック及び大型の点 字図書等を内容とす るものに限ります。
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
心身障がい者 用ゆうメール	心身障がい者用ゆうメールの運賃 <table border="1" data-bbox="323 1252 957 1348"> <tr><th>重量</th><td>150g まで</td><td>250g まで</td><td>500g まで</td><td>1kg まで</td><td>2kg まで</td><td>2kg超え3kg までのもの</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>92</td><td>110</td><td>150</td><td>180</td><td>230</td><td>310</td></tr> </table> サイズ 長さ(A)+厚さ(B)+幅(C) 最大:A+B+C=1.7 最小:長さ14 幅9cm	重量	150g まで	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの	運賃額(円)	92	110	150	180	230	310	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 075-365-2471	図書館法に規定す る図書館で日本郵 便株式会社に届け 出た図書館と身体に 重度の障がいのある 方又は知的障がい の程度が重い方と の間で図書閲覧の ために発受するもの に限ります。																		
重量	150g まで	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの																													
運賃額(円)	92	110	150	180	230	310																													
青い鳥はがき の無料配布	・対象者 (1)重度の身体障害者 身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある 方 (2)重度の知的障がい者 療育手帳に「A」または「1度」または「2度」の表記があ る方 ・配布枚数 1人20枚/回 (1回限り) ・申込受付期間 4月1日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日) ・配布期間 4月20日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日)	日本郵便株式会社 の郵便局 TEL 0570-943-790	発行日以降、最寄り の配達を担当する 郵便局からお届けし ます。																																